



岩手県指令学第730号

岩手県盛岡市上堂一丁目4番10号

学校法人岩手キリスト教学園

令和5年11月6日付け岩キ学第14号で申請のあった学校法人岩手キリスト教学園の寄附行為の変更については、私立学校法（昭和24年法律第270号）第45条第1項の規定に基づき認可します。

令和5年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也



学校法人岩手キリスト教学園

寄 附 行 為

(2024 年 3 月 31 日改訂)

第1章 総 則

(名称)
第 1 条 この法人は学校法人岩手キリスト教学園と称する。

(事務所)
第 2 条 この法人は主たる事務所を盛岡市上堂一丁目4番10号に置く。
2 この法人は従たる事務所を次のとおりとする。
(1) 盛岡市青山三丁目 6 番 27 号 青山幼稚園内
(2) 遠野市中央通り 3 番10号 認定こども園めぐみ遠野聖光こども園内
(3) 紫波郡紫波町日詰字下丸森130番地 認定こども園ひかりの子内
(4) 盛岡市館向町21番7号 認定こども園のぞみこども園内
(5) 宮古市西町三丁目 3 番26号 認定こども園宮古ひかり内

第2章 目的及び事業

(目的)
第 3 条 この法人は教育基本法及び学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、キリスト教精神をもって、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

(設置する学校)
第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
(1) 青山幼稚園
(2) 認定こども園めぐみ遠野聖光こども園
(3) 認定こども園ひかりの子
(4) 認定こども園のぞみこども園
(5) 認定こども園宮古ひかり

(附帯事業)
第 4 条の 2 この法人は乳児及び幼児の保育を行うために、次に掲げる保育機能施設、小規模保育所、家庭的保育事業、及び保育所を設置する。
(1) 保育機能施設すみれ
(2) 上堂ホサナ保育園
(3) アガペ保育園
(4) きたくり保育園

第 4 条の 3 この法人は家庭的保育事業を行うために、次に掲げる施設を設置する。
(1) ぶどうのき

(収益事業)
第 5 条 この法人はその収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
(1) 放課後児童健全育成事業

第3章 役員及び理事会

(役員)
第 6 条 この法人に次の役員を置く。
(1) 理事10人以上13人以内
(2) 監事 2 人
2 理事は原則としてキリスト教理解者であることを要する。
3 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)
第 7 条 理事は次の各号に掲げる者とする。
(1) 本学園園長（青山幼稚園長、認定こども園めぐみ遠野聖光こども園長、認定こども園ひかりの子園長、認定こども園のぞみこども園長、認定こども園宮古ひかり園長）のうちから理事会において選任した者 2人以上5人以内
(2) 評議員のうちから理事会において選任した者 2人以上4人以内
(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人以上5人以内
(4) 日本基督教団奥羽教区の推薦した者 1人
2 前項第1号及び第2号の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)
第 8 条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者の制限)

- 第 9 条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1 人を超えて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（園長及び教員その他の職員を含む。以下同じ）が含まれることになってはならない。
 - 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

- 第 10 条 役員（第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は 3 年とする。ただし補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあってはその職務を含む。）を行う。

(役員補充)

- 第 11 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

- 第 12 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の過半数の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

- 第 13 条 役員に対して別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

- 第 14 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(法人業務の分掌)

- 第 15 条 第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事は、理事長を補佐し、この法人の従たる事務所についてのみの業務を代表する。また、第 16 条に掲げる常任理事は第 18 条に掲げる業務について法人業務を分掌する。

(常任理事)

- 第 16 条 理事長、第 7 条第 1 項第 1 号及び、第 20 条の理事をもって常任理事会を構成する。
- 2 この他、常任理事に理事総数の過半数の議決をもって選任することができる。

(常任理事会の招集及び定足数等)

- 第 17 条 常任理事会は、理事長が招集する。
- 2 常任理事の半数以上の要請があれば、理事長は 3 日以内に常任理事会を招集する。
 - 3 常任理事会の議長は、理事長とする。
 - 4 常任理事会の定足数及び採決は、寄附行為第 22 条第 10 項、第 11 項、第 12 項及び第 13 項の規定を準用する。この規定中「理事会」を「常任理事会」に、「理事」を「常任理事」に読み替えるものとする。
 - 5 常任理事の半数以上の承認があれば陪席者の出席も認める。

(常任理事の職務)

- 第 18 条 常任理事は、次の業務を常時分掌する。
- (1) 理事会に提出する議案に関すること

- (2) 事業計画の実施に関すること
- (3) その他理事会より委任された業務に関すること

(理事の代表権の制限)

第 19 条 理事長及び第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 20 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 21 条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは岩手県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会及び評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 22 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き議決をすることができない。ただし第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときには、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第 23 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第 24 条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存じない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録に、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監

- 事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第 25 条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、21 人以上 27 人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付すべき事項を示して評議員の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから 評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議された事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 26 条 第 24 条第 1 項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。
- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(諮問事項)

- 第 27 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄付金品の募集に関する事項
- (10) 園長の選任
- (11) 園則の変更
- (12) その他この法人の事業に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

- 第 28 条 評議員会はこの法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第 29 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) この法人の職員で理事会において選任した者 5 人以上 8 人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5 人以上 6 人以内
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人以上 10 人以内
- (4) 日本基督教団奥羽教区の推薦した者 3 人
- 2 評議員のうちには、役員のいずれか 1 人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- 3 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第 30 条 第13条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第 31 条 評議員の任期は3年とする。ただし補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 32 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第 33 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 34 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に繰り入れられる財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 35 条 基本財産はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 36 条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 38 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第 39 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 40 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(決算及び実績の報告、剰余金の処分)

第 41 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求める

- ものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
 - 3 決算上剰余金を生じた時は、その一部または全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、または次会計年度に繰り越すものとする。
 - 4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 第42条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。
- 2 この法人は前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

- 第43条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

- 第44条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

- 第45条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- (1) 理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の議決および評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 岩手県知事の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては岩手県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては岩手県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

- 第46条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

- 第47条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得て岩手県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第48条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得て岩手県知事の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を経て、岩手県知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

- 第49条 この法人は、第42条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。
- (1) 役員及び評議員の履歴書

- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、学校法人岩手キリスト教学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 51 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事 (理事長)	松	田	基	宣
理事	太	田	春	夫
理事	坂	本	悟	郎
理事	佐	藤	縫	子
理事	秋	山	信	勝
理事	木	谷		誠
理事	中	条	和	哉
監事	関			茂
監事	吉	川	文	子

附	則	この寄附行為は 1985 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 1986 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 1988 年 2 月 25 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 1988 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 1993 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2005 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2006 年 7 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2007 年 10 月 24 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2008 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2010 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2011 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2013 年 9 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2014 年 1 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2015 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2015 年 11 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2019 年 2 月 21 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2019 年 6 月 10 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2020 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2020 年 6 月 8 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2020 年 7 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2022 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2023 年 4 月 1 日から施行する。
附	則	この寄附行為は 2024 年 3 月 31 日から施行する。

2024 年 3 月 31 日に在任する理事、監事及び評議員の任期は、2025 年度に開催する定時評議員会の終結の時まで延長する。